商品概要説明書

(JA年金とくだね定期貯金)

(令和3年3月1日現在)

商品名ご利用いただける方期間	・年金受給者向け定期貯金(愛称: JA年金とくだね定期貯金) ・当組合で年金の受給をされている個人の方
期間	
期間	(当組合の年金振込通帳を提示していただきます。)
i national de la company de la	・1年 (定型方式)
	・自動継続(元金自動継続)の取扱いとなります。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・10 万円以上 100 万円までとなります。
(3)預入単位	・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利	・預入時におけるスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率に 0.1%上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示利率に 0.1%上乗せした利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せく
手方法	ださい。
手数料	一
付加できる特約事項	・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通 貯金利率によって計算します。
貯金保険制度	•保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:025-757-1572)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か

	セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・本商品は、新規にお預けいただく貯金が対象となります。
事項	・販売期間は、令和4年2月28日までとなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A十日町